

# なかのく 中野区のユニバーサルデザインの考え方 ～推進の体制～

## 1 計画の策定など

区は、ユニバーサルデザインに係る施策を総合的かつ計画的に推進するために、推進計画を策定します。

1 推進計画は、次に掲げる事項について定めます。

- ★ ユニバーサルデザインを推進するための目標(将来像)
- ★ ユニバーサルデザインの推進に関する施策の方向・主な取組



2 推進計画の策定及び改定に当たり、区民、事業者の意見を求めます。

## 2 施策の評価・点検

区は、施策の評価・点検を通して、持続的な改善・向上(スパイラルアップ)を図ります。

1 区の推進計画に基づく施策について継続的に評価・点検を行い、評価・点検の結果を広く区民に公表するとともに、施策に反映させ、施策の持続的な改善・向上を図ります。

2 推進計画の改定に当たり、推進計画に基づき実施した施策の評価・点検を行い、施策の改善・向上を図るため、区長の附属機関として、審議会を設置します。



3 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。

- ★ 推進計画に関すること
- ★ 上記のほか、ユニバーサルデザインの推進に関し必要な事項

4 審議会は、ユニバーサルデザインの推進に関し特に必要な事項について、区長に意見を述べるすることができます。

5 審議会は、区民、事業者、学識経験者、その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織します。

